

天理市告示第59号

天理市家庭児童相談室設置要綱（昭和41年4月天理市告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

天理市長 並 河 健

第4条中「健康福祉部児童福祉課」を「健康福祉部こども支援課」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。